

グリーン調達ガイドライン

Ver. 3.5

改訂 2016年 3月

ノーリツプレシジョン株式会社

1. はじめに

これまでの経済発展に伴い、化学物質のリスクは想像以上に人体や環境に悪影響を及ぼしてきました。ノーリツプレシジョン株式会社（以下、「NPC」といいます）では21世紀を皮切りに、環境負荷の少ない製品の開発並びに設計に着手し、人の健康に配慮した環境に優しいものづくりを目指しております。つきましては、環境化学物質の法規制やその他の要求事項を遵守すべく、「グリーン調達ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます）に従いグリーン調達を推進してまいります。

2. 目的

グリーン調達とは、環境保全及び環境化学物質管理に積極的に取り組むサプライヤー様より安全性・再資源化性・省エネルギー性に適う製品を調達することです。本ガイドラインは、NPCのみならず、製品の流通に関わるサプライチェーン全体で、環境化学物質の使用を避け、クリーンな社会の継続的向上を図ることを目的とします。

3 グリーン調達の推進

グリーン調達の推進に向け、サプライヤーの皆様にも上記目的にご賛同を頂くと共に、以下の要件を満たすようお願い致します。

3-1 サプライヤー様とのお取引条件について

- ①ISO14001、EMASなどの国際規格に準拠するEMS、もしくは（国内適用の）エコステージ、エコアクション21に準拠するEMSに関して第三者認証を取得していること、または、NPCの実施する監査に合格することが必要です。

規格名	主催	概要
ISO14001/EMS	国際標準化機構	国際的に認められた第三者認証制度 http://www.iso.org/iso/home.htm
EMAS/EUの環境管理監査規則 (Eco-Management Audit Scheme)	European Commission, Environment DG.	環境改善の持続を目的とした規格 http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm
KES/京都EMSスタンダード (Environmental Management System)	NPO KES環境機構 (京のアジェンダ21フォーラム)	環境マネジメントシステム http://www.keskyoto.org/index.html
エコステージ	エコステージ協会	ISO14001の取得をベースとした環境経営評価制度 http://www.ecostage.org/dl/index.php
エコアクション21	地球環境戦略研究機関 持続性センター	環境省策定のガイドラインに基づく認証・登録制度 http://www.ea21.jp/index.html

- ②グリーン調達の実施、または実施に向けたプランをお聞かせ願います。
- ③NPCが監査を行う場合には、「実施項目一覧表兼チェックシート」を満たす取り組みが必要です。
- ④納入品の含有化学物質を管理する仕組みづくりに取り組むようお願いします。

3-2 環境保全活動について

環境保全に関しては、「仕入先グリーン生産調査シート」を通じて実状の確認をさせていただきます。

3-3 管理対象化学物質について

【別表1】に定める管理対象物質（JIG表A掲載32物質＋特定規制1物質）については不使用証明もしくは含有データによる規制管理が必要です。

【別表1】管理対象化学物質リスト (※1)

No	化学物質名	※2	法で定める用途	閾値レベル	代表される法規制
1	アスベスト類	R	全て	意図的添加	76/769/EC
2	一部のアゾ染料・顔料	R	織物と皮革	製品の 0.003wt% (30ppm)	76/769/EEC
3	酸化ベリリウム(BeO)	I	セラミックス	製品の 0.1wt% (1,000ppm)	DIGITALEUROPE EERA ガイダンス
4	臭素系難燃剤 (PBB と PBDE または HBCDD 以外)	I	プリント基板を除く 25g 以上のプラスチック	製品の 0.1wt% (1,000ppm)	DIGITALEUROPE EERA ガイダンス
5	カドミウム／カドミウム化合物	R	電池を除く全て	均質材料の 0.01wt% (100ppm)	RoHS 指令
		R	電池	電池の 0.0005wt% (5ppm)	電池規制(2006/66/EC)
6	六価クロム化合物	R	全て	均質材料の 0.1wt% (1,000ppm)	RoHS 指令
7	五酸化二ヒ素	R	全て	製品の 0.1wt% (1,000ppm)	REACH 規則
8	三酸化二ヒ素	R	全て	製品の 0.1wt% (1,000ppm)	REACH 規則
9	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)	R	全て	意図的添加	No.842/2006
10	ホルムアルデヒド	R	複合木材製品 (合板、粒子ボード)	意図的添加	米・加州 CARB 規則
		R	織物	織物製品の 0.0075wt% (75ppm)	オーストリア-BGB I ホルムアルデヒド規制
11	ヘキサプロモシクロデカン (HBCDD)	R	全て	製品の 0.1wt% (1,000ppm)	REACH 規則
12	鉛／鉛化合物	R	下記を除く全て	均質材料の 0.1wt% (1,000ppm)	RoHS 指令
		R	12 歳以下対象家庭品	子供用製品の 0.03wt% (300ppm)	米国 家庭用品安全性向上法
		R	玩具塗料、表面塗装	表面塗装の 0.009wt%	
		R	被覆電線、コード	表面塗装の 0.03wt% (300ppm)	米・加州 プロポジション 65
		R	電池	電池の 0.004wt% (40ppm)	電池規制(2006/66/EC)
13	水銀／水銀化合物	R	電池を除く全て	意図的添加または 均質材料の 0.1wt%	RoHS 指令
		R	電池	電池の 0.0001wt% (1ppm)	電池規制(2006/66/EC)
14	ニッケル	R	長時間皮膚に 接する場合は全て	意図的添加	76/769/EEC
15	オゾン層破壊物質	R	全て	意図的添加	モントリオール議定書
16	過塩素酸塩	R	全て	製品の 0.0000006wt% (0.006ppm)	米・加州 DTSC 規則

17	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	R	全て	意図的添加	76/769/EEC
18	フェノール,2-(2H-ベンゾトリアゾール -2-yl)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)	R	全て	意図的添加	化審法(第一種特定)
19	フタル酸エステル類 I (DEHP、DBP、BBP)	R	全て	製品の0.1wt% (1,000ppm)	REACH 規則
20	フタル酸エステル類 II (DINP、DIDP、DNOP)	R	玩具・子供介護品	可塑化材の0.1wt% (1,000ppm)	2005/84/EC
21	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	R	全て	均質材料の0.1wt% (1,000ppm)	RoHS 指令
22	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	R	全て	均質材料の0.1wt% (1,000ppm)	RoHS 指令
23	デカ-BDE(PBDE)	R	TV 及び CP ケース	意図的添加	メイン州法(38 章 1609)
24	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	R	全て	意図的添加	76/769/EEC
25	ポリ塩化ターフェニル(PCT 類)	R	全て	意図的添加	76/769/EEC
26	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子 3 個以上)	R	全て	意図的添加	化審法(第一種特定)
27	ポリ塩化ビニル	I	全て	製品の0.1wt% (1,000ppm)	IEEE1680(電子製品 環境アセスメントツール)
28	放射性物質	R	全て	意図的添加	EU-D 96/29/Euratom
29	短鎖型塩化パラフィン類	R	全て	製品の0.1wt% (1,000ppm)	REACH 規則
30	トリブチルスズ(TBT) トリフェニルスズ(TPT)化合物	R	全て	意図的添加	化審法(第二種特定)
31	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	R	全て	意図的添加 製品の0.1wt%	REACH 規則
32	リン酸トリス(2-クリリエチル) (TCEP)	A	全て	製品の0.1wt% (1,000ppm)	ECHA Registry of Intentions
※3 33	フマル酸ジメチル(DMF)	R	家具や履物 梱包資材	製品または製品の部 分の重量の0.1mg/kg	2001/95/EC

(2009. 6. 現在)

※1：管理対象物質は、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）のジョイント・インダストリー・ガイドライン「JIG-101第2.0版」に準拠しているため、JIGのリスト自体に変更があった場合は、それに伴い対象物質並びに閾値を予告無く変更する場合があります。また、別表1では表現を一部削除したものもありますので、詳しくは、JGPSSIのホームページ内「JIGについて」をご覧ください。

【JIGについてのURL】 http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green7.htm

※2：開示基本基準

R：法規制対象（使用禁止、使用制限、報告義務など規制を受ける化学物質）

A：評価用（規制を受ける可能性があり、規制要件の発効日が不確定な場合）

I：情報提供のみ

※ 3：No. 1～No. 32は「JIG-101第2.0版」表A1に掲載の物質です。これら以外に法規制の改訂により、新たな物質規制が当社製品に影響を及ぼす可能性がある場合に、その指定された物質を特定規制物質として管理対象とし

ます。特定規制物質については、本ガイドラインの【別表1】にて適時反映させていきます。

管理の方法としましては、「含有化学物質の調査」及び「成分測定方法」をそれぞれご参照下さい。

4. 同意書について

本ガイドラインは、製品含有化学物質の非含有及び製造工程における禁止化学物質の不使用、並びにそれらを保証する体制の構築・維持に関する基準や運用を示すもの（ガイドライン）であり、サプライヤー様には本ガイドラインの内容について同意いただくと共に「同意書」を提出していただきます。

5. 4M（材料・製法・生産設備・責任者）の変更について

同意書の対象となる調達品に関して、使用材料（Material）、製法（Method）、生産設備（Machine）及び製造上の責任者（Man）等に変更が生じる場合は、事前に変更内容についてNPC担当者にその旨ご連絡願います。

6. サプライヤー様への調査協力をお願い

NPCでは、環境保全に対してサプライヤー様を含めたサプライチェーン全体で効果的な対応を図って参ります。それには情報の共有が不可欠であり、下記の調査にご協力をお願い致します。

6-1 含有化学物質情報について

サプライヤー様より調達する製品（原材料、部品、半完成品、完成品など）に含まれる化学物質情報の提供をお願い致します。

6-2 環境保全活動実地調査について

サプライヤー様ごとに、3-2の初期段階で自己申告頂いた環境保全活動及びその体制を一定期間を経た後、実地視察（立ち入り調査）において確認させていただきます。

7. 社外広告

本ガイドラインは、公正な立場から誰もが閲覧できるインターネット（Web）を媒体とするNPCのホームページ（HP）上にて公開致します。

本文の公開に際して、使用言語はグローバルな観点から「日本語」「英語」「中国語」の三カ国語での公開を行っております。

（「英語」及び「中国語」はホームページのENGLISHサイトに掲載しています）